

## 在宅勤務等手当の新設について

国においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、在宅勤務等手当を新設し、令和6年度から、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に支給することとされたところである。

本市においても、地方自治法の改正等を踏まえ、在宅勤務等手当を新設することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。

### 1 支給対象

全職員

ただし、日額及び時間額の会計年度任用職員については支給対象外とする。

### 2 支給要件

以下全てを満たすテレワークを命ぜられた職員に対して支給

- ・ 職員の住居その他これに準ずる場所において勤務すること
- ・ 所定の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他これに準ずる時間を除く。）の全部を勤務すること
- ・ 3月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えること

### 3 支給額

月額 3,000 円

### 4 その他

在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し以下のとおり所要の措置を講ずる。

- ・ 交通機関等を利用するもの  
→交代制勤務に従事する職員等に準じて通勤手当を支給
- ・ 自転車等を利用するもの  
→100分の50を乗じて得た額を減じた額を通勤手当として支給

### 5 実施時期

令和6年4月1日実施